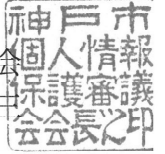


答 申 第 9 8 3 号  
令和 4 年 1 月 18 日

地方独立行政法人神戸市民病院機構  
理 事 長 橋 本 信 夫 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、令和 4 年 1 月 17 日付け神本部第 399 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市民病院機構における医療費後払いシステム導入に係る  
電子計算機の結合について  
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 市民病院において、医療費後払いシステムを導入し、クレジットカードによる支払いの事前登録をした患者の医療費を決済処理するため、外部データセンターとオンライン結合することは、会計時の待ち時間の短縮や過誤納の減少が期待でき、患者サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

神戸市民病院機構における医療費後払いシステム導入に係る  
電子計算機の結合について  
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

別紙  
答申 983

【電子計算機結合する項目】

- ①個別 I D
- ②利用者 I D
- ③請求キー
- ④請求区分
- ⑤請求金額
- ⑥請求書の一意の内部キー
- ⑦請求開始日
- ⑧請求終了日
- ⑨診療科コード
- ⑩入院外来区分
- ⑪入院、外来名称
- ⑫請求書番号
- ⑬決済方法
- ⑭決済結果
- ⑮決済日